

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】


1 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を活用し、新たに外部専門家を加えて設置する場合

<p>(校内職員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 担任・ 養護教諭・ 部活動顧問 など		<p>(第三者)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 心理や福祉の専門家・ 医師・ 警察官経験者・ 学校評議員・ 民生委員 など
--	---	--

2 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を中核として設置する場合

<p>(例) (生徒指導部会)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 養護教諭など		<p>(事案に関係する教職員などを柔軟に加える)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担任・ 部活動顧問 など
		<p>(配置されている場合、必要に応じて参加する)</p> <ul style="list-style-type: none">・ スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー 等

3 外部専門家の確保が困難な場合

<p>(校内職員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 担任・ 養護教諭・ 部活動顧問 など		<p>(必要に応じて地域の関係者が参加する)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自治会長・ PTA 役員など
--	---	---

※ 2 の場合は、SC、SSWを外部専門家とする組織体であるが、重大事態の調査の場合は、発生した事案に応じて、公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

※ 3 の場合は、重大事態が発生した場合の調査組織とすることはできない。調査組織とする場合は、専門的知識及び経験を有する第三者等、公平性・中立性を確保する構成員を新たに追加することが必要である。